

社会福祉法人 横浜共生会 介護職員処遇改善加算手当支給要領

(目的)

第1条 当法人の介護保険事業において介護職員として勤務する職員(以下「職員」という。兼務を含む)に対し、給与規程第17条およびパートタイム職員給与要項第7条に基づいて介護保険制度の「介護職員処遇改善加算」(以下「加算」という)を財源とした手当を支給するため、この要領を定める。

(手当の名称・定義)

第2条 手当の名称を「介護職員処遇改善加算手当」(以下「手当」という)とする。加算の額から職員の定期ないし臨時の昇給に要した額を控除した額に所定の額を加えた額(以下「財源」という)を、所定の配分方法に基づき、各職員に支給する。

(支給対象)

第3条 手当は、月ごとの給与支給時に支給する(当該給与の発生根拠となる月を以下「支給月」という)。

2 給与の支給がない月には、手当も支給しない。

(財源の算出方法)

第4条 財源の算出方法は次のとおりとする。

- (1) 基準月をn月とし、翌月10日までに提出する介護報酬請求(月遅れ・過誤調整等を含む)に基づいて決定された加算額をAとする。
- (2) 当年度内の定期ないし臨時の昇給がなかったと仮定した場合のn月の職員の人件費総額Bを、別に定める計算表で算出する。当該計算表では、超過勤務手当を算入しない、社会保険料を一律14%と見做す、仮締め・過誤等の精算を無視する等、一定の条件を措く。
- (3) n月の実際の人件費総額Cを、別に定める計算表で算出する。当該計算表では、Bの計算表と共通の条件を措く。
- (4) 財源Dを、 $A - (C - B) + 500$ 円とする。
- (5) BおよびCの計算の際には、支給月に支給対象とならない職員を除く。
- (6) 2号および3号の規定にかかわらず、BおよびCの計算の際には、n月に在籍がなく支給月に在籍がある常勤職員については、n月に、支給月と同じ給与が発生したものと見做す。
- (7) パートタイム職員については、新しく雇用されて実際に勤務が開始した月を、最初の基準月とする。

(常勤職員への支給)

第5条 常勤職員への支給額の算出方法は次のとおりとする。

- (1) Dの2分の1(端数が生じる場合は切り捨て)を、正規職員数の1.1倍と嘱託職員数の和で除し、端数を切り上げた額を、嘱託職員1人分の手当とする。
- (2) 前号の手当額に1.1を乗じ、端数を切り上げた額を、正規職員1人分の手当とする。
- (3) 手当の支給月は(n+2)月とする。

(パートタイム職員への支給)

第6条 パートタイム職員への支給額の算出方法は次のとおりとする。

- (1) Dの2分の1(端数が生じる場合は切り上げ)を、n月において時給1,040円以上の職員のn月における総勤務時間数(有給休暇を含まない。以下同じ)の1.1倍と、同じく時給1,040円未満の職員の総勤務時間数との和で除し、端数を切り上げた額を、時給1,040円未満の職員の手当の時間単価とする。
- (2) 時給1,040円未満の職員おのおの、n月における勤務時間数に、前号の時間単価を乗じた額を、おのおの手当額とする。
- (3) 1号の時間単価に1.1を乗じ、端数を切り上げた額を、時給1,040円以上の職員の時間単価とし、前号同様に計算した額を、おのおの手当額とする。
- (4) 手当の支給月は(n+2)月とする。

附 則

- 1 この要領は平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要領は平成29年10月1日から施行する。